

事件番号 昭和 56 年(ワ)第 4210 号

昭和 56 年 4 月 20 日

堀 晃 殿

東京地方裁判所民事第 29 部 係

裁判所書記官

奈良文雄



## 口頭弁論期日呼出、答弁書催告状

原告 早川 孝彦 から訴状が提出されました。

期日は昭和 56 年 6 月 10 日午<sup>前</sup> 11 時 0 分と定

められましたから、同期日に当裁判所民事第 29 号法廷

(民事庁舎  
民事第二庁舎  
第三新館舎  
第四庁舎) 2 階) に出頭して下さい。

(くわしくは別紙法廷略図参照)

なお、訴状を送達しますから、6 月 3 日までに答弁書  
を提出して下さい。

(出頭の際は、この呼出状を法廷に示して下さい。)

裁判所の所在地

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 2 号

(国電有楽町、地下鉄霞が関又は桜田門下車)

## 注 意 書

- 1 原告の主張は、訴状に書いてありますから、そこに書いてあることが真実であるかどうかをよく調べて、答弁書を正副2通差し出して下さい。答弁書には呼出状記載の事件番号と当事者の表示を明確に記載して下さい。

答弁書には、原告の主張のひとつひとつについて、認めるか認めないかを記載し、そのほかに主張があれば書いて下さい。

- 2 答弁書を差し出さず、また期日に出頭しないと、訴状に書いてあることは認められたものとして取り扱われ、欠席のまま裁判されます。

- 3 裁判所は、証拠に基づいて裁判をするのですから、あらかじめ証拠になる書面や証人などを調査しておいて、証拠の申出がおくれないようにして下さい。おくれたときは、その申出を取り上げないことがあります。

- 4 弁護士に訴訟を委任しようとする場合には、一日も早く適当な弁護士を頼んで、一切の事情を打ち明けて、訴訟をしてもらうようにお勧めします。期日のまぎわになつて、あわてて弁護士に訴訟を委任することは、自分のためにならないばかりでなく、関係者一同も迷惑します。

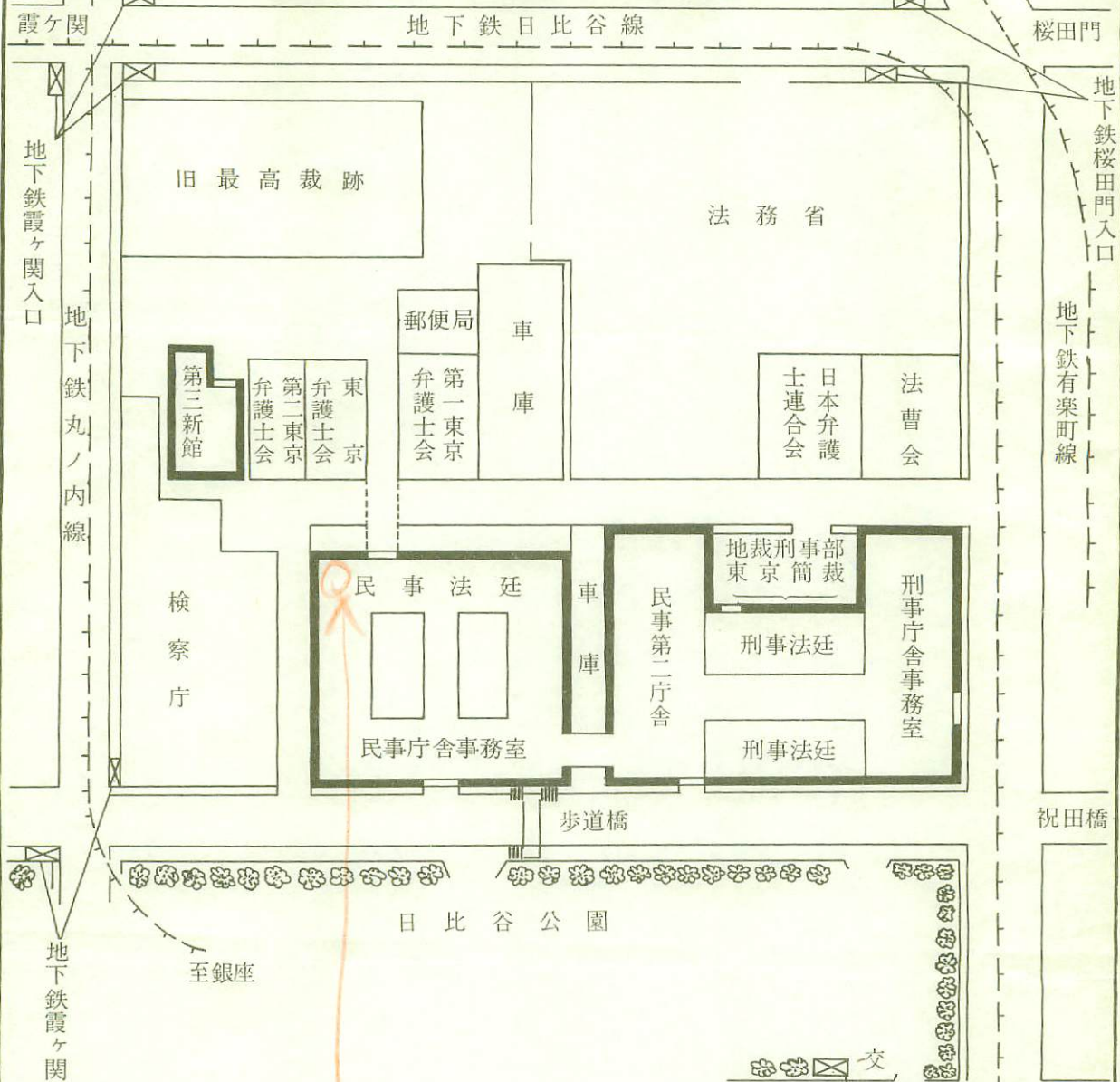
なお、地方裁判所では、弁護士でなければ、訴訟の代理はできません。

- 5 弁護士を頼まないときは、自分で出頭しなければなりません。

病気その他やむを得ない事情で、期日に出頭できないときは、期日前に期日変更申請書にその理由を詳しく書き、医師の診断書その他の証明書を添えて裁判所に差し出し、期日を変更してもらうことができます。

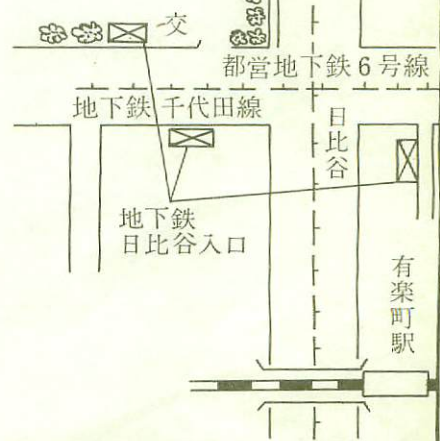
しかし、単に商用、社用というようなことでは、期日変更の理由とはなりません。

# 東京<sup>地方簡易</sup>裁判所附近略図及法廷案内



●あなたの行く法廷は 階の○印の箇所です

- 最寄駅
- 国電 ……有楽町……………10分
  - 地下鉄……霞ヶ関……………2分
  - 地下鉄……日比谷……………5分
  - 地下鉄……桜田門……………3分
- 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号  
 電話 東京 (581)5411(大代表)  
 (内線 番)



●当庁には駐車設備はございません